

事業者の皆様へ

## 個人住民税の給与天引き（特別徴収）

にご協力ください

新潟県と県内市町村では、平成26年度までに、対象となるすべての事業者の方から、個人住民税の特別徴収を実施していただくため、準備を進めています。

10～11月は「個人住民税の滞納圧縮のための集中的取組」（平成21～23年度）の一環として、全県統一による集中的取組期間とし、特別徴収の未実施事業所等への働きかけを行っています。

特別徴収を開始したい、あるいは一度話を聞いてみたいという方は、税務課市民税係までご連絡ください。

■給与所得者の個人住民税は給与天引き（特別徴収）が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から天引き（特別徴収）し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが地方税法および佐渡市の条例で義務付けられています。

■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳する必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きと

異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が毎年5月に事業者（給与支払者）に対して『給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書』により月々に特別徴収すべき税額をお知らせしますので、その税額を毎月の給与から特別徴収し翌月10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

■従業員の方の納税にかかる負担が軽減されます

従業員ひとりひとりが納税のために、金融機関や市町村窓口に向く手間を省く事ができます。また、特別徴収以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

お問い合わせ

市役所税務課 市民税係

☎ 63 | 5 1 1 0



## 小型特殊自動車を所有している人は 軽自動車税の申告が必要です

フォークリフト、ショベル・ローダなどで小型特殊自動車に分類されるものや農耕トラクタ、刈取脱穀作業車（コンバイン）などの乗用装置のある農耕作業用自動車は、軽自動車税の課税対象です。

該当する車両を所有する個人または法人は、軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※軽自動車税は、軽自動車等を所有していることに対してかかります。公道走行の有無や保安基準を満たしているかどうかにかかわらず課税されます。

### 申告の手続

取得や、申告内容に変更が生じた場合は15日以内に申告してください。廃車、譲渡した場合は30日以内に申告してください。

### 申告に必要なもの

所有者の住所・氏名、印鑑、車名（メーカ）、形式認定番号や車両の構造・規格・車体番号のわかるもの  
※使用者が異なる場合は使用者の住所・氏名・印鑑も必要です。

### 申告場所

市役所本庁税務課または各支所・行政サービスセンター税務窓口

### お問い合わせ

市役所税務課 市民税係  
☎ 63 | 5 1 1 0

道路運送車両法施行規則別表第一に定められる基準

区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車	農耕用以外
全長	制限なし	4.7m以下
全幅	制限なし	1.7m以下
全高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	
最高速度	35 km/h 未満	15 km/h 以下
構造	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車（コンバイン） 田植機（乗用型）	ショベル・ローダ フォーク・リフト ホイール・クレーン ターレット式構内運搬車など
税額	1,600円	4,700円

